

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定) 附属書 B の 5(a) に基づくものです。〕

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について

下記のとおり、家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号)第 45 条の一部を改正し、動物検疫の対象を拡大する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

記

- 1 件名
家畜伝染病予防法施行規則の一部改正
- 2 対象品目
生きた家きん及び家きん由来製品
- 3 趣旨及び目的
エミューの我が国畜産業への定着度並びにエミューが高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに感受性を有することを踏まえ、家畜伝染病予防法に基づく輸出入検疫の対象(指定検疫物)にエミューを追加することとする。
- 4 施行予定日
令和8年 10 月 1 日
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局動物衛生課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL (03)3502-8295
FAX (03)3502-3385
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間